

写

訴 状

平成23年6月14日

熊本地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

弁護士 板 俊 介

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償履行請求事件

訴訟物の価額 160万円(算定不能)

貼用印紙額 金13,000円

請求の趣旨

- 1 被告は、山本孝二に2億9279万3000円及びこれに対する平成21年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告らは、いずれも熊本県上益城郡御船町の住民である。

被告は、御船町の町長である。

山本孝二（以下「山本」という）は、御船町が、後述する地域バイオマス利活用整備交付金を支出した当時の長である。

第2 地域バイオマス利活用交付金の支出の経緯

1 地域バイオマス利活用整備交付金事業

本件で問題とされている地域バイオマス利活用整備交付金事業（以下「本事業」という）は、「バイオマス地用対策交付金等交付要綱（平成20年4月1日付け19農振第2036号）」に基づき、「農村地域における農業資源を活用し、循環型社会の構築や国産の稲わら等のバイオマスに由来する輸送用燃料の生産拡大を推進するため」に実施される事業に対し、国（農林水産省）が補助金を交付するものをいう。

2 本件における事業主体等

本事業は、御船町が計画主体となり、平成20年10月17日付けで設立された御船竹資源開発株式会社（以下「会社」という）が事業の実施主体となって、上記要綱に基づき農林水産省から御船町を通じて会社に交付される約10億円（総事業費20億円、補助金による補助率2分の1）を活用し、平成20年から翌21年までの2カ年で、工場の建設・機械設備の整備、竹を原料とした製品開発、製造、販売等の事業を行うことを目的とする事業であった。

3 事業の見通しが立たない状況下における会社への補助金交付

(1) 1度目の交付（2億円）

会社は、当初の計画によれば、2カ年で10億円（1年で約5億円）規模の自己資金調達をしなければならなかつたが、当初より資金調達はまったく実現できなかつた。ところが、御船町は、会社が金融機関からの融資を受けられる保証がなく、何ら自己資金調達の見込みがない状況にあつた平成21年2月10日、会社に対し、国からの補助金2億円を交付した。

(2) 2度目の交付（9279万3000円）

その6日後である同月16日、会社は、政府系金融機関（日本政策金融公庫）から、事業計画の妥当性に疑問があるとして融資を拒絶された。この時点において、工場用地等さえ実在せず、会社の自己資金の調達の目処は全く立っておらず事業の遂行自体が不可能な状況であったが、会社は、「用地取得および建築確認に時間を使い、予定より着工が遅れ」たなどとして、当初の計画内容の変更を申請した。その結果、平成21年3月30日付けで国からの交付金額を2億9279万3000円に減額する旨の決定がなされた。

ところが、御船町は、その後も会社が自己資金の調達ができず、事業の遂行については何らの状況の変化もないままの状態にあつた会社に対し、平成21年5月29日、国からの9279万3000円を交付した。

結局、御船町は、会社側における自己資金調達の事実も可能性もなく、事業遂行の可能性がまったくない状況において、国からの補助金合計2億9279万3000円を会社に交付した。

4 会社の事業中止

このような状況において、結局、会社は資本金以外の自己資金を調達できないまま、御船町から2億9279万3000円の補助金を受領したままの状態で、平成22年2月、事業を中止し、本件事業計画は頓挫した。

5 補助金の返還

この事態を受け、会社は御船町に対し、すでに交付された2億9279万3000円を返還すべき地位にあつたが、一円の返済もなされなかつた。

一方で、御船町は、国に対し、会社の事業が中止したため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という）第17条に基づき交付決定が取り消された上で、同法第18条及び19条により、年利10.95パーセントの加算金を付した金額を返還すべきことが予測さ

れたため、平成22年4月7日の町議会に上記2億9279万3000円の自主返納のための補正予算案を上程したが、議会により否決された。

しかし、同年11月29日の議会に再度補正予算案が上程された結果、同案は可決され、被告は町の基金を取り崩して2億9279万3000円を国に返還するに至った。

6 会社に対する法的請求

その後、御船町は、会社に対し、上記2億9279万3000円の返還を求めて御府に提訴し、平成23年4月22日、請求どおりの判決が言い渡され、同判決は確定した。しかし、会社は実態がない状況であるから返済能力は一切なく、現に未だに一円の返済もない。

第3 本件交付金支出行為の違法性

1 地方公共団体の長が負う法的義務

(1) 誠実なる事務執行義務

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を代表する者であり（地方自治法第147条）、当該地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い（同法第138条の2）、様々な財務会計上の行為を行う権限を有する者である。そして、普通地方公共団体が行う事業は、最終的に住民の血税が財源となる以上、いやしくも、地方公共団体の長は、当該地方公共団体に対し、損害を与えることがないよう誠実に事務を遂行しなければならない。

上記のような長の地位・職務内容に照らせば、長と普通地方公共団体の関係は、本質的には委任関係にあり、長が委任関係に基づく善管注意義務違反に違反して地方公共団体に損害を与えた場合には、長は当該地方公共団体に対し損害賠償義務を負う。

また、長の故意又は過失による違法行為により普通地方公共団体が損害を被った場合には、長は不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

(2) バイオマス利活用整備交付金事業における善管注意義務

さらに、バイオマス利用対策交付金等交付要領「第1」が準用する補助金適正化法第11条以下では、「補助事業者」は「善良なる管理者の注意をもって補助事業等を行わなければなら」ないとされ（同法第11条1項）、補助金

の使途についても善管注意義務を負っている。したがって、事業の執行責任者である長は、交付金の使途について重ねて善管注意義務を負っている。

2 本件交付金支出行為の違法性

本件事業は、総事業費における補助金の割合（いわゆる補助率）が2分の1とされているから、少なくとも、会社において自己資金がまったく調達できなければ事業の遂行 자체が不可能であるか、極めて困難であることは明白である。

そして、事業の遂行 자체ができない場合には、事業のために補助金が使用されたとはいえないこととなる以上、補助金適正化法第17条及び18条に基づき、補助事業者である御船町は、国に対し、受領した補助金の全額を住民の血税を用いて返還せざるを得ない法的地位にあったこともまた明白である。

そうすると、補助事業者である御船町が補助金の返還義務を負わないようにするためには、町に対し善管注意義務を負う山本は、会社自体の信用性を調査し、本件事業の実現可能性を調査した上で、会社の自己資金の調達状況を、会社の預金残高や金融機関からの融資確約書などで言質を取って確認するなど、少なくとも、会社において自己資金が調達できる状況にあったことを確認する必要があり、そのことは可能かつ極めて容易なことであった。したがって、本件事業に対する補助金の交付に際しては、町に対し善管注意義務を負う山本には、少なくとも、会社における自己資金調達状況の確認義務があったというべきである。

しかるに、山本は、この確認行為を一切怠ったまま、平成21年2月10日付けで2億円、同年5月29日付けで9279万3000円の合計2億9279万3000円もの補助金を漫然と支出するに至っており、この支出行為は上記善管注意義務に違反する交付金の支出であったことは明白である。

とりわけ、2度目の補助金交付である平成21年5月29日の9279万3000円については、同年2月10日付で、会社が政府系金融機関からの融資を拒絶された後の補助金交付であるから、なおさら自己資金調達の目処があるか否かを厳正に確認すべきであったことは、通常の判断能力を有する一般人の目から見れば明らかである。

このような極めて初步的かつ常識的な確認義務さえ怠った補助金支出は、およそ町に対する善良なる管理者のものとはいせず、これらの支出行為の違法性は重大である。

第4 損害賠償責任

- 1 上記のとおり、山本は、会社による自己資金調達の可能性がなく事業遂行自体が不可能な状況であったにもかかわらず、平成21年2月10日及び同年5月29日に2度に分けて合計2億9279万3000円を支出しており、少なくとも、当該支出行為は山本の過失に基づくものであって、この違法性は重大である。
- 2 そして、御船町は、補助金適正化法第17条ないし19条に基づき補助金交付決定を取り消され年間10.95パーセントの加算金を付した返還を免れるために、山本自身の提案によって、上記補助金2億9279万3000円を国に自主返還しており、御船町が2億9279万3000円の損害を被った。
- 3 そして、この損害は、山本が上記確認義務を果たし、補助金の交付を差し控えていれば発生しなかったものであることは明らかであるから、上記山本による補助金支出行為と損害との間には相当因果関係がある。
- 4 したがって、善管注意義務違反及び不法行為に基づき、山本は御船町に対し、2億9279万3000円の損害賠償責任を負う。

第5 住民監査請求

原告らは、平成23年2月15日、御船町が山本に対して損害賠償請求を行うよう求めて住民監査請求を行い、同年4月15日、御船町監査委員は、原告らの請求どおり、「平成23年5月16日までに、山本は、御船町に対し、2億9279万3000円を支払うこと」を認める勧告を出した（甲第1号証）。

これに対し、山本は、平成23年5月16日、監査委員に対し、上記勧告に応じない旨を発表した（甲第2号証）。

第6 よって、原告らは、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、請

求の趣旨記載の判決を求めるため、本訴を提起する。

証拠方法

- 甲1 「御船町職員措置請求について（勧告）」と題する書面
- 甲2 「御船町職員措置請求に係る勧告に伴う措置について（回答）」

添付書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲号証の写し 各1通
- 3 訴訟委任状 118通